

「ラグビーワールドカップ 2019™ファンゾーン運営業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民局入札参加資格・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、「ラグビーワールドカップ 2019™ファンゾーン運営業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 要綱第9条に定められた審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の決定
- イ プロポーザル評価方法の決定
- ウ 提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 特定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 受託候補者の決定
- ウ プロポーザル評価結果の通知

(提案資格)

第3条 参加の条件は、(1)または(2)のいずれかの条件を満たしていること。

(1) 応募者の資格

応募の資格を要する者は、次の項目全てに該当する者とする。

- ア 「平成 29・30 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」（以下「名簿」という。）の営業種目「イベント企画運営等」の1位以上の登録が認められた者で、細目「A会場設営」、「B展示物作成」、「Cイベント企画」、「Dイベント運営」すべてに登録が認められている者。
- イ 名簿の営業種目「広告」の登録が認められた者で、細目「Aテレビ・ラジオ」、「B新聞、雑誌」、「Cウェブ」、「Zその他」すべてに登録が認められている者。
- ウ 名簿において所在地区分が「市内」、規模区分が「中小企業」で登録が認められている者。
- エ 警備業法第4条に定める警備業の認定を受けている者。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- カ 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

(2)共同提案の場合の応募資格

複数事業者による共同提案を行う場合は、次の項目全てに該当するものとする。

- ア 共同提案者全てが名簿に登録されていること。
- イ 共同提案者は、前号ア、イ、ウ及びエに該当する事業者を含んだ構成とすること。なお、一者でその条件すべてを満たしている必要はない。
- ウ 共同提案者全てが前号に掲げるオ及びカに該当すること。
- エ 必ず幹事者を決め、幹事者の代表社印を押印した、本要領に定められる「参加意向申出書（第1号様式）」を提出すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するもの同一とする。また、幹事者以外の共同提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した、「参加意向申出書（共同提案）」（第2号様式）も提出すること。
- オ 複数の共同提案に応募することはできない。また、共同提案を行う者が単独で提案を行うことはできない。

（事業期間）

第4条 事業期間は契約を締結した日から平成32年3月31日までとする。

（参加表明手続き）

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

2 実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（実施の公表）

第7条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1)当該事業の概要・基本計画等
- (2)プロポーザルの手続き
- (3)提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4)評価委員会及び評価に関する事項
- (5)その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案者について
- (2) 全体計画について
- (3) 会場計画について
- (4) パブリックビューイングについて
- (5) ステージイベントについて
- (6) ファンゾーン盛り上げのための演出について
- (7) ケータリングについて
- (8) 地元 PR ゾーンについて
- (9) ラグビーアクティビティについて
- (10) プロモーションについて

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 類似業務実績
 - (2) 全体計画
 - (3) 会場計画
 - (4) パブリックビューイング
 - (5) ステージイベント
 - (6) ファンゾーン盛り上げのための演出
 - (7) ケータリング
 - (8) 地元 PR ゾーン
 - (9) ラグビーアクティビティ
 - (10) プロモーション
 - (11) 企業としてのワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価委員一人あたりの評価点の満点は 166 点とする。別表「提案書評価基準」(以下「別表」とする。) 評価項目 1～10 については、A (5 点) B (3 点) C (0 点) の 3 段階で、別表評価項目 11 及び 12 については、各項目を満たした場合に加算し、評価点を与える。
- 5 評価委員の持ち点の合計の 60% を基準点とし、基準点を満たしたもののの中から点数の高い順に受託候補者を決定する。(評価委員 10 人がヒアリングに出席した場合の満点は 1,660 点、基準点は 996 点)
- 6 評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とする。
- 7 以下の場合は不適格とする。
- ・合計点が基準点に達しない場合
 - ・別表評価項目 2～10 について、評価委員の過半数が「C」評価とした評価事項があっ

た場合

- 8 評価点の最も高いものが2以上ある場合は、以下の方法で受託候補者を特定する。
 - (1) 全ての評価項目において、A（5点）評価が多い者を受託候補者として特定する。
 - (2) (1)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、当該者にくじを引かせ受託候補者を特定する。受託候補者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会の設置）

第10条 第2条第2号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、ラグビーワールドカップ2019™ファンゾーン運営業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

| | |
|------|---------------------------|
| 委員長 | 市民局副局長（総務部長） |
| 副委員長 | 市民局ラグビーワールドカップ2019推進部担当部長 |
| 委員 | 市民局スポーツ振興部長 |
| | 市民局ラグビーワールドカップ2019推進課長 |
| | 市民局ラグビーワールドカップ2019推進課担当課長 |
| | 文化観光局企画課長 |
| | 文化観光局企画課横浜プロモーション担当課長 |
| | 文化観光局観光振興課集客推進担当課長 |
| | 港湾局賑わい振興課長 |
| | 西区地域振興課長 |
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の4／5の出席をもって成立する。
 - 5 委員長または副委員長は、評価結果を市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第11条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(評価結果の通知)

第 12 条 実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した翌日から起算して、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

- 1 この要領は、平成 31 年度横浜市一般会計予算の議決を停止条件として効力を生じるものとする。
- 2 この要領は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。